

平成17年 月 日
初等中等教育局長決定

1 趣 旨

不登校への対応にあたっては、様々な要因に応じた対策を講じることが必要であること、不登校児童生徒の実態に配慮した学習カリキュラムや指導方法等を開発・活用する必要があることなどが指摘されている。

そこで、不登校児童生徒等に多様な支援を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設に対し不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラム、活動プログラム等の開発を委託する。

2 委託先

事業の委託先は、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設とする。

実績については以下の観点から考慮することを想定している。

- 例：
- ・不登校児童生徒等への継続した指導・支援の実績が一定期間以上ある
 - ・「民間施設についてのガイドライン(試案)」、「適応指導教室整備指針(試案)」(平成15年3月不登校問題に関する調査研究協力者会議報告「今後の不登校への対応の在り方について」)に沿った運営がなされている
 - ・指導・支援を受けている不登校児童生徒が、在籍校において出席扱いとなっている

3 委託期間

事業の実施期間は、原則として2か年とする。ただし、事業の委託は会計年度ごとに行う。

4 委託手続

不登校児童生徒及び保護者に対して支援等を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設であって本事業の実施を希望するものは、別紙 により実施計画書を作成し、所定の期日までに文部科学省初等中等教育局児童生徒課長へ提出する。

文部科学省は、専門家等からなる審査評価委員会を設置し、審査評価委員会における審査を行った上で委託先を決定し、本事業の実施を委託する。

審査評価委員会は、委託後も、委託を受けた団体において適切な事業遂行がなされるよう事業実施中の助言等を行い、また、事業終了後の事業評価を行う。

5 調査研究内容

委託を受けた団体は、以下の調査研究内容等から1以上を選択し、調査研究を実施する。

- (1) 不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラム(教育課程)の開発

- (2) コミュニケーション能力や人間関係を築く力を身につけるための活動プログラムの開発
- (3) 非行傾向にある不登校児童生徒に対する効果的な指導プログラムの開発
- (4) ひきこもり傾向にある児童生徒及び保護者に対する効果的な訪問指導の在り方
- (5) 将来の社会的な自立を目指した進路指導及び中卒後の支援の在り方
- (6) N P O 等での活動と在籍校における評価の在り方
- (7) N P O 等と地域の関係機関等との合同活動の在り方 (児童生徒及び保護者の交流の場づくり, 人材の活用など)
- (8) N P O 等の指導員と学校の教職員, 地域の関係機関等の職員との連携の在り方

6 運営協議会の開催

委託を受けた団体は, 本事業を実施するに当たり, 地域の不登校の実情に応じた調査研究を進め, その成果を当該地域を含め広く不登校児童生徒への支援に役立てていくため, 教育委員会, 教育支援センター, 学校, 不登校児童生徒への指導・支援を行っている関係機関の教職員等地域の関係者が集まる場として「運営協議会」を開催し, 当該調査研究に関する情報交換・協議を行う。

7 関係機関等との連携

- (1) 委託を受けた団体は, 本事業を実施するに当たり, 教育委員会, 教育支援センター, 学校, 不登校児童生徒への指導・支援を行っている関係機関, N P O ・民間施設等との綿密な連携を図るものとする。
- (2) 関係機関等との連携の内容例としては, 情報交換の他, 例えば, 研修における講師としての招聘, 事例検討会の共同実施, 指導計画の共同作成・実施, 活動プログラムの共同開発・実施, 訪問指導のマニュアル等の共同開発などが上げられる。

8 委託経費の取扱

- (1) 文部科学省は, 予算の範囲内で, 事業の実施に必要な経費を, 委託費として支出する。
- (2) 事業の実施過程において, 別紙 による事業実施計画について変更する必要があるときは, 速やかに文部科学省に報告し, その指示を受けるものとする。ただし, 事業実施計画書中 7 については, 委託費の総額に影響を及ぼさない場合で, かつ事業実施の経費項目ごとの 2 0 % 又は 5 万円を超えない場合を除く。
- (3) 委託費の収入及び支出にあたっては, 他の経費と区分して帳簿を用い, 整理し, 用途を明らかにするものとし, 収入及び支出に関する領収書等関係書類とともに, 委託する事業を実施した翌年度から 5 年間保存する。
- (4) 文部科学省は, 委託を受けた団体が委託要項等に違反したとき, 事業実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき, 又は事業の遂行が困難であると認められるときは, 委託契約の解除等を行う。

9 調査研究の報告

- (1) 委託を受けた団体は, 別紙 による事業実施報告書及び別紙 による収支精算書 (正本及び副本各 1 通) を作成し, 各年度の事業終了後 2 0 日を経過した日又は毎年度末

のいずれか早い期日までに、文部科学省に提出するものとする。

- (2) 文部科学省は、上記(1)で定める別紙の事業実施報告書のほか、事業における取組について事例の提供、中間報告等を求めることができる。

1.0 額の確定

文部科学省は、前項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が委託費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、委託を受けた団体に通知する。

1.1 連絡協議会・成果報告会等

文部科学省は、事業の適切かつ効果的な実施及び成果の活用に役立てるため、必要に応じ、委託を受けた団体関係者等の参加を得て、連絡協議会、成果報告会等を開催する。

1.2 その他

- (1) 文部科学省は委託を受けた団体における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施にあたり、委託を受けた団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は児童生徒課長が別に定めることができる。